

# 御嵩町新庁舎等整備事業

## 第三者検証委員会の調査報告書 に関する町民説明会

令和6年4月30日(火)	19:00～	伏見公民館 3階大ホール
令和6年5月1日(水)	19:00～	中公民館 3階大ホール
令和6年5月2日(木)	19:00～	上之郷公民館 2階大ホール

1. 経緯と趣旨について (2ページ)
2. 第三者委員会について (3ページ)
3. 調査の経過について (4ページ)
4. 主な評価と意見、結論について (5ページ～10ページ)
5. その他の評価と意見について (11ページ～21ページ)
6. 事例紹介 (22ページ～25ページ)

※各ページの「POO」は、調査報告書本文の記載箇所を示しています  
※調査報告書本文は町ホームページに掲載しております  
また右のQRコードからもご覧いただけます



## 1. 経緯と趣旨について

新庁舎等整備の方針にあたっては、議会や住民等を含む多段階、多様な議論を経て展開、決定、実施してきた。その後、事業を進めていく中で、議会との関係性が膠着し、合意形成が困難な状況となった。一部町民から公金支出の差止め及び賠償請求に係る住民監査請求、さらには住民訴訟が提訴される事態となった。(P4)

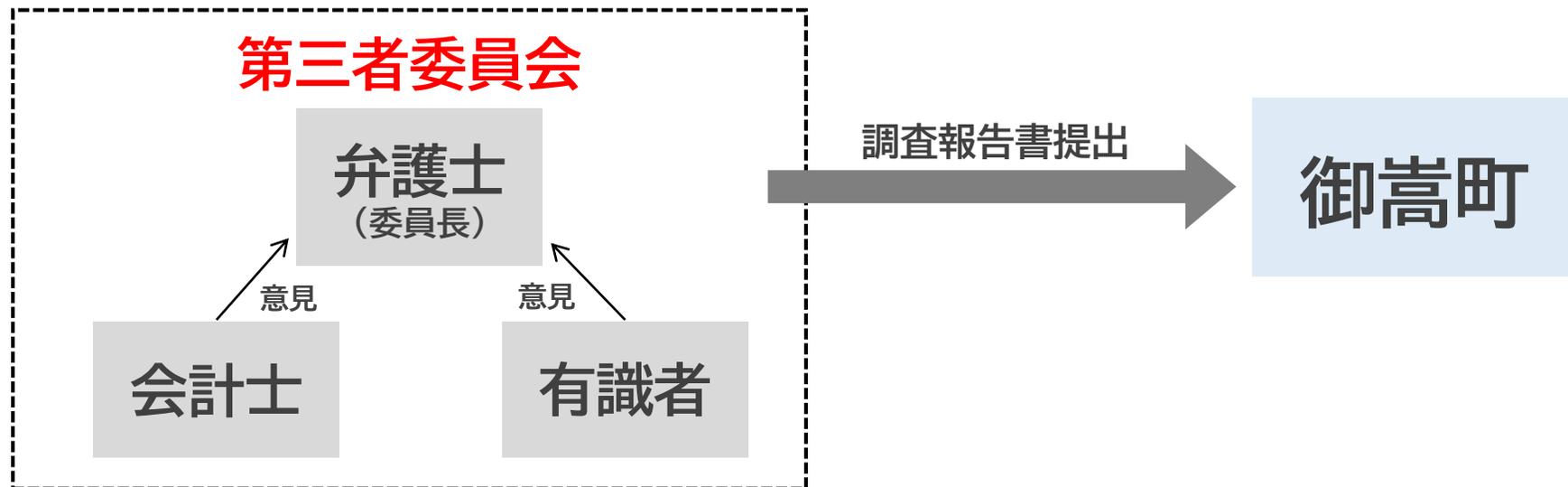
新庁舎関連事業を一旦休止、法令手続きを取下げたが具体的な方針を示せず (P4)



これまでに進めてきた新庁舎等整備事業の手順や経緯等について、第三者による公平・中立な観点から事実関係を調査、検証するため「**第三者委員会**」を設置 (P4)

## 2. 第三者委員会について

専門的知見を有する3人の委員をもって組織



**弁護士委員**・・・法的プロセス、意思決定方法等の検証  
(岐阜県弁護士会)

**会計士委員**・・・事業費、財源、予算規模等の検証  
(日本公認会計士協会)

**有識者委員**・・・防災、産業振興、庁舎機能等の検証  
(岐阜大学)

### 3. 調査の経過について

調査期間: 令和5年10月31日  
～令和6年3月31日

調査時間: 延べ645時間以上



令和5年11月19日

第三者委員会

第1回全体会議

令和6年1月24日

第三者委員会

第2回全体会議

令和6年3月6日

第三者委員会

第3回全体会議

令和6年3月31日

調査終了

令和6年4月4日

報告書提出、記者会見

### 1. 候補地選定の経緯等について①

#### 【庁舎建替の方針決定】

- ・本来であれば、庁舎整備検討委員会の答申を受けて、現庁舎の耐震改修か新築かの更なる検討を経て決定されるべきであったと言える（P24）
- ・もっとも当委員会では、耐震改修、現地建替、移転新築の3案について評価したが、1つの方針にはまとまらなかったものであるが、答申（平成28年2月）には耐震改修を推す意見に比べ、建替を推す意見が多数を占めたとの記述（P24）
- ・こうした中、平成28年4月に熊本地震が発生し早期に方向性を判断することが必要であったことからすると、町長が3案の中から多数意見であった庁舎建替の方針を決定することは不合理であったとは言えない（P25）
- ・町長の庁舎建替の方針を受けて、議員全員が新築方針に賛成している。その後に開催された議会住民懇談会でも新築方針が公表されており、議会としても町長の判断を追認したものと認められる（P25）
- ・よって、町長が庁舎建替の方針を決定したことは、必ずしも不合理なものであるとは言えない（P25）

### 1. 候補地選定の経緯等について②

#### 【移転新築、21号バイパスエリア優位の評価】

- ・庁舎建替か移転新築を検討するにあたり、議会では7か所の候補地を選定し比較検討を行った。なお、関係者の聞き取りにより、候補地の選定は議員独自で行ったものであり、町からの候補地の提示は無かった（P25）
- ・比較検討表の作成にあたっては議会事務局で取りまとめたものであるが、候補地の評価にあたっては盛土が必要あることを前提に評価するなど、安全面を考慮した上で評価したものと認められる（P25,26）
- ・候補地選定やその協議の過程に公正さを欠くような問題は認められず、議員全員の意見集約と確認を行うなど、適切に議論がなされてきたと判断できる。その上で、建替では無く移転新築すべきとの結論について、中間報告がなされたことは何ら問題は認められない（P26）
- ・中間報告後、議会の議論の中で、7か所の候補地のうち3か所に絞り、議会住民懇談会での町民の意見を得て、顔戸エリアと21号バイパスエリアに絞ることを合意しているが、議会独自で判断したものと認められる（P26）
- ・その後、議員全員の意見集約と確認を行うなど、適切に議論がなされてきたと判断でき、21号バイパスエリア優位との結論(第2次中間報告)がなされたことは何ら問題は認められない（P27）

### 1. 候補地選定の経緯等について③

#### 【21号バイパスエリアの最終候補地の決定】

- ・最終候補地の検討にあたっては、岐阜県への事前協議が行われ、農地の集団性・連担性の視点、営農への支障の視点からの意見を得ていたことが確認できる（P27）
- ・その結果、最終候補地が21号バイパス東側区域に絞られ、町長の判断で最終候補地が決定された（P27）
- ・議会の第2次中間報告を受けて、町長が最終候補地を選定したことは、手続き的には問題はないと言える。最終候補地の判断も、岐阜県との協議が決め手となり県のアドバイスも合理的なものと考えられることから、問題は無いと言える（P27）
- ・もともと、最終候補地の選定の過程、結果について議会に報告するなど、情報の公開は必要であったと思われる（P27）



### 2. 候補地の安全性について

・候補地の安全性について、対策を講じることで安全性は確保されるとの判断に至った。  
次の点については、新庁舎建設について十分留意されたい (P40)

- (1) 水害ハザードに関し、想定最大規模(1000年に一度の降雨)に対する安全性確保のための盛土の実施、安全性レベル向上のために多重防護策の検討  
また、敷地の一部は家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に含まれており、施設配置の再考、または地盤改良の面での対策について検討 (P40)
- (2) 地震災害ハザードに関し、十分な地盤改良の実施。盛土地盤と原地盤との間に設けられる擁壁について、崩落防止のための十分な対策を検討 (P40)
- (3) 亜炭鉱ハザードに関し、詳細な調査を実施し適切な対策工事を行うとともに、施設配置計画において配慮すること、対策工事においては亜炭二層上面の標高の傾斜に留意して施工 (P40)

ハザードに関しては後述で詳細を説明

・今後、災害・耐震対策を優先して新庁舎等整備事業を進める場合には、庁舎建設および地盤強化のための造成工事は優先すべきと考える (P39)

### 3. 事業費について①

- ・御嵩町の新庁舎建設費について近隣自治体と比較した場合、年間の予算規模に対する比率はほぼ同等である。床面積あたりの建築費についても、近隣自治体の全体平均値を下回っており、大きく乖離していないと判断（P36）
- ・事業費の見積方法については、関係資料等を閲覧した結果、適切に積算がされており経済合理性が担保されていると判断（P36,37）
- ・総事業費78億円に関して、単純にこの金額を近隣自治体の新庁舎のみの建設費と比較すると約3倍程度の規模となる。これは御嵩町の事業費には移転新築に伴う土地の造成費や町民ホール建設費が含まれていること、また近隣自治体では新庁舎建設事業費には算入しない関連経費等が含まれていることが影響している（P38）
- ・以上より、新庁舎等整備事業費の妥当性については、事業費の費目に殊更高額であると認められる費目は認められなかった。事業費の見積方法についても特に問題は認められなかった（P40）

### 3. 事業費について②

事業費の妥当性に関しては後述で詳細を説明

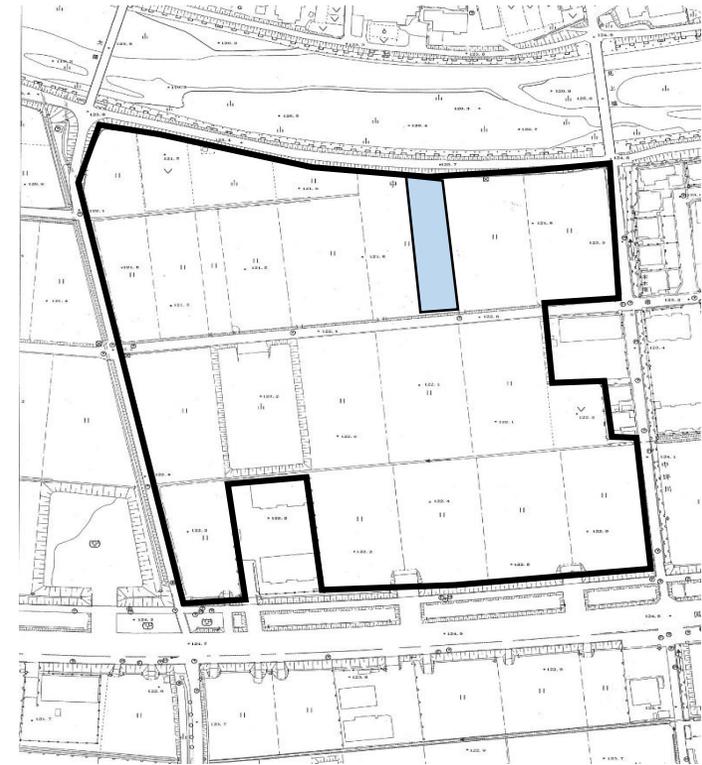
- ・御嵩町の財政状況については、健全化判断比率指標が類似団体中(31団体)で上位に位置しており、問題ないと判断 (P38)
- ・78億円を想定した令和4年度の町の財政シミュレーションにおいても、健全化判断比率の2指標とされる「実質公債費比率」「将来負担比率」ともに、早期健全化基準となる数値から大きく下回っている (P39)
- ・以上より、財政計画の面から見ても合理的であり、特に問題は認められない。ただし、財政計画に組み込まれていた緊急防災・減災事業債や市町村役場債に関しては時限措置であるから、適用期間については十分に留意されたい (P40)
- ・なお地方交付税措置は国の政策であり、将来について記載することはできないが、災害対策、現庁舎の老朽化・耐震対策に講じるためには、地方交付税が措置される期間において実施すべき事業であった (P39)

**《結論》 様々な観点から検討した結果、いずれも合理性があり問題となる点は無いと結論付ける**

(記者会見委員長発言)

### 候補地に副町長の土地が含まれる点について

- ・地権者27名のうちの1人であり、所有地は全体面積の3%である (P28)
- ・関係者に聞き取りを行った結果、候補地選定の過程において、具体的な所有者については明らかにされていなかった (P28)
- ・21号バイパスエリア優位と評価した議会は、独自の検討項目(安全性、利便性、経済性など)を用いて評価しており、副町長の土地の存在が影響したとは認められない (P28)
- ・最終候補地の決定過程については、岐阜県への事前協議で絞られたと認められ、県のアドバイスも合理的なものである。最終候補地の決定に副町長の土地の存在が影響したとは認められない (P27,28)



### 中保育園・中児童館の併設について

・保育所等老朽化対策検討委員会(H28)から、新しい園舎の建設が望ましいこと、児童館等施設の複合化の検討についての要請があり、町と議会は認識していた (P28)

・議会では、新庁舎の移転先とともに複合施設として保育園、児童館の併設を検討。議会住民懇談会で町民の意見を聞くことを協議 (P29)

・町では、H29議会定例会において21号バイパスリアでの当該施設の移転新築について答弁 (P29)

また、H30保育園等設置運営事業者の募集要件では、新設の中保育園は「民設民営方式」、新設の中児童館は「公設民営方式」と定められた (P15)

・中保育園、中児童館は新築移転を前提に、町と議会で候補地を検討していたと認められる。新庁舎と併設することについて議会も合意に至っていると認められ、説明や協議する場が無かったとは認められず、特段問題は無いと結論づける (P29,40)



### 町民ホールの併設について

- ・庁舎整備検討委員会(H28)から町長に対し、町民サービス機能(ホール、交流スペース)の充実についての答申 (P30)
- ・住民懇談会や議会においても、多目的ホールを兼ねた複合施設設置の意見や、ホール併設に好意的な意見で議論が進む (P30)
- ・一方で、建設費用や財政面についての深い議論がなされないまま、新庁舎計画に組み込まれる形となっている (P31)
- ・町民ホールの建設費用は、総事業費の増加をもたらしたインパクトとしては小さい (P31)
- ・新庁舎や中保育園、中児童館に比べ、そもそもの必要性からの議論が不十分である感は否めないが、議論の機会は与えられており手続き的に問題とまでは言えないとの評価 (P31)



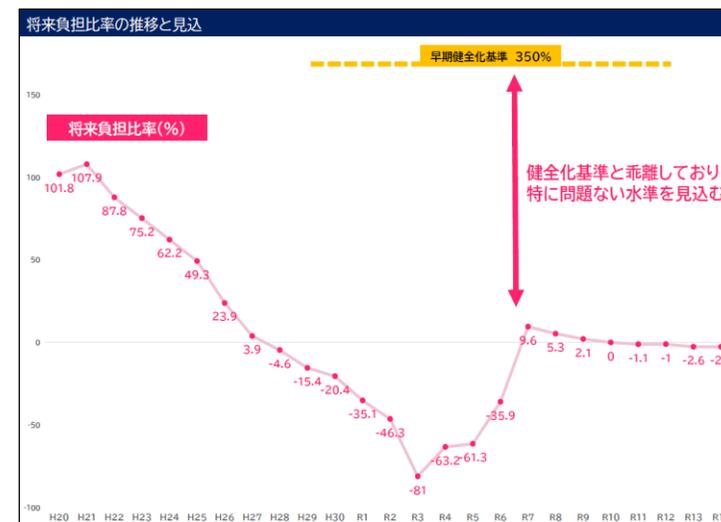
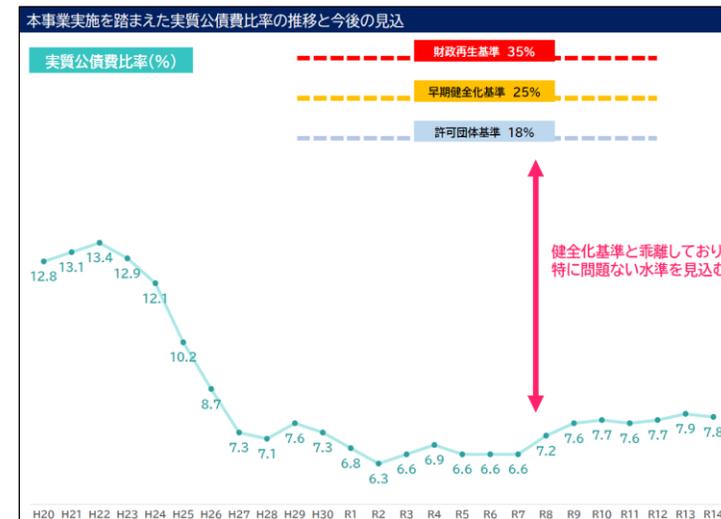
## 事業費の妥当性について①

・新庁舎事業に備え計画的に整備基金(貯金)を積み立てており、加えて国からの交付税が措置される有利な財源(地方債)を活用するなど、町の実質的な負担軽減を念頭においた計画 (P39)

・町の財政シミュレーションを見ても、財政健全化指標の基準値から大きく乖離。財政には特に問題が無いと判断できる (P39)

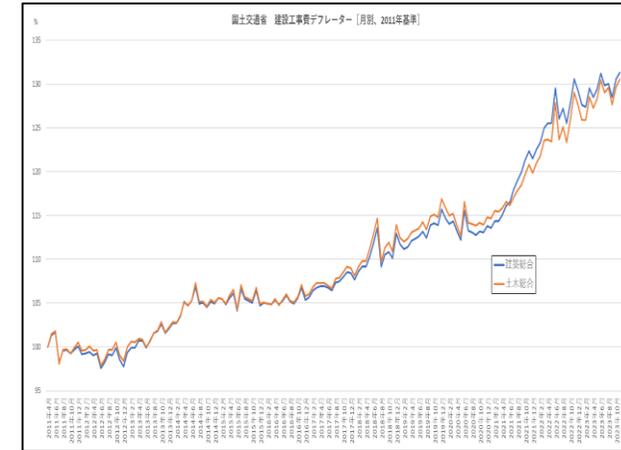
・当初の予定どおりに78億円の事業が進んだ場合の財政計画は合理的であったと判断。これら、町の財源措置の考え方について問題となる点は無かったと結論 (P39)

・一方、地方債は時限措置であるため、適用期間については十分留意との意見 (P40)



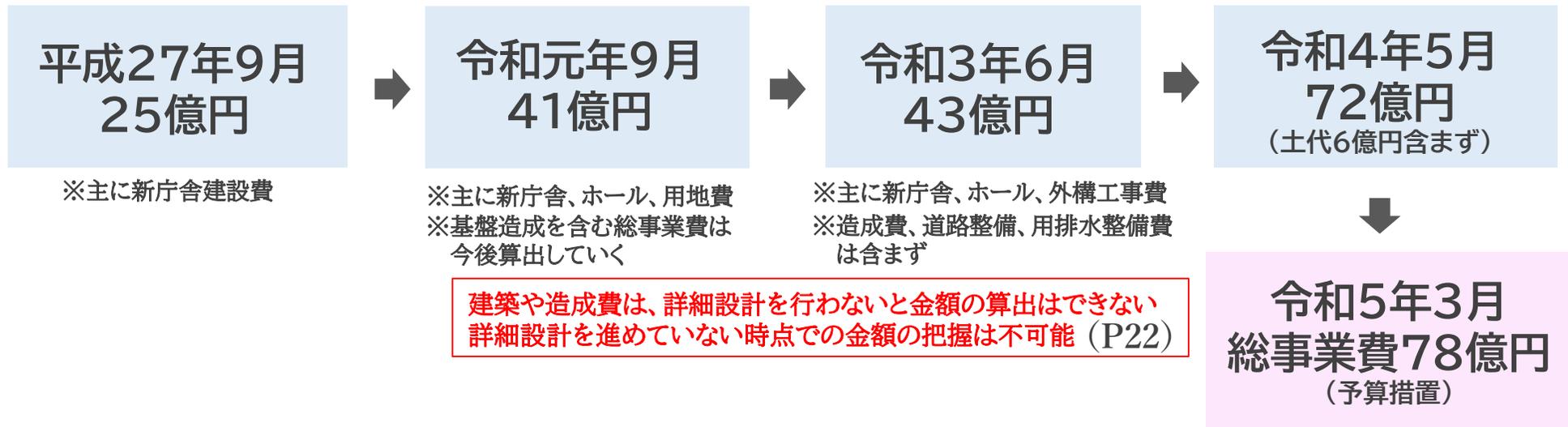
### 事業費の妥当性について②

- ・新庁舎建設費(約23.6億円)は、近隣自治体と比較しても大きく乖離していないと判断 (P36)
- ・総事業費は、造成工事費、盛土工事費、町民ホール建設費が含まれるため、近隣自治体と比較し高くなっている (P36)
- ・事業費の積算には経済合理性が担保されている (P36)
- ・一方、事業が停滞した期間において、**建築・土木コストが約1.3倍に増加**している傾向からも事業が遅れるほど財政負担が大きくなることが想定される。また、**木材の保管コスト、現庁舎の運用管理費、修繕費も**町の財政負担になっている (P39)
- ・上昇中のコスト面については引き続き動向には留意が必要との意見がなされた (P40)  
また、建設コスト抑制を見据え、**木造にこだわらずRC造やS造への変更も視野に検討**することの意見がなされた (P32)



## 事業費の推移と説明について

(P33)



・事業進展にあたり具体化できるようになった関連事業費(設計費、ホール建設費、造成費等)が盛り込まれ計上されていった結果であり、新庁舎建設費そのものが増大したわけではない (P33)

・事業費の公表にあたっては、事業進展の各時点で明らかになった事業費を公表し説明を実施していたものと評価できる (P33)



# 候補地のハザードに関して

### 【土砂災害】

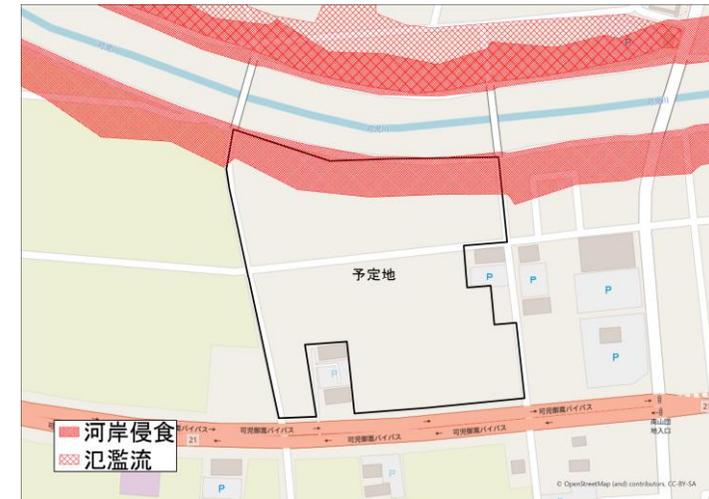
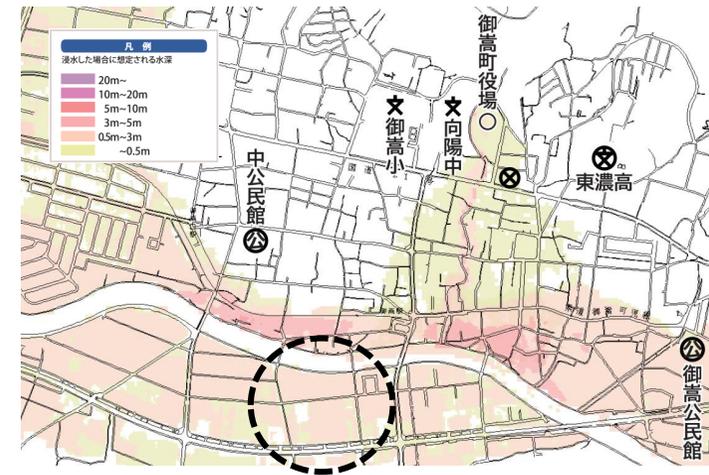
候補地については、直接被害を受ける可能性はほぼ無い。一方、現庁舎位置については土砂災害警戒区域に含まれており、危険性が非常に高い (P31,意見書P4)

### 【浸水害】

候補地については、21号バイパスと同じ高さの盛土により想定最大規模(1000年に一度の大雨)でも越水はほぼ回避可能。ただし、敷地の一部が河岸浸食の区域に含まれていることから、施設配置計画や地盤改良の面での対策を行うことが望ましい。また堤防の護岸や天端の強化などの多重防護策によって安全性レベルを向上できると考えられる (P31,意見書P20)

### 【ため池】

候補地については、堤防効果により被害をもたらす可能性は小さい。一方、現庁舎位置については3分以内に氾濫水の到達が想定される(最大2.0m) (P32,意見書P23)



## 候補地のハザードに関して

### 【地震災害】

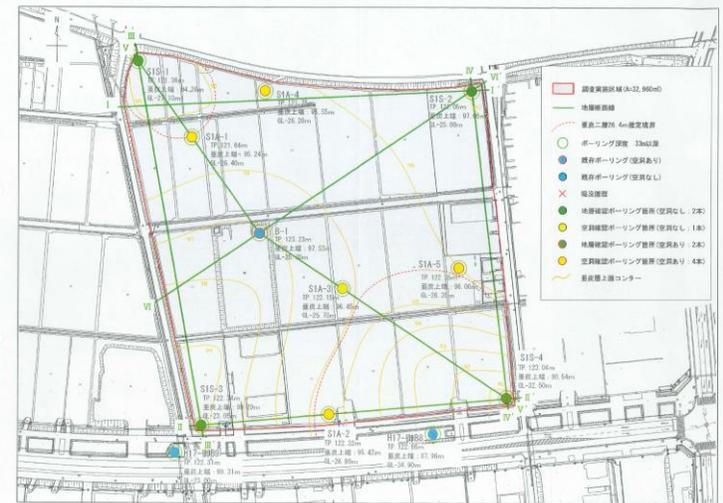
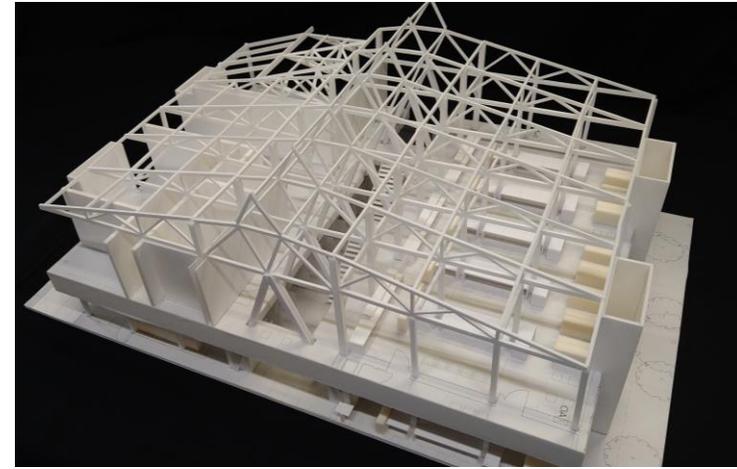
現庁舎位置と候補地に関しては、揺れやすさの差は大きいものではないが、盛土については十分な締固めを行うなどの地盤改良が必要

耐震設計に関しては、構造体の分類をⅠ類(重要係数1.5)とし、十分な耐震安全性が確保された設計となっている (P32,意見書P25)

### 【亜炭鉱】

候補地周辺においては、これまでに陥没被害は全く報告されていないが、令和4年度に実施したボーリング調査において、9本のうち6本で空洞が確認された

岐阜県による地盤ぜい弱性判定基準に照らし合わせると、地震発生時の陥没危険度は高いと考えられるため、詳細な調査を実施したうえで、適切な対策工事を行うとともに施設配置計画において配慮することが望ましい (P32,意見書P29)



### 庁舎機能、まちづくりの観点

#### 【庁舎構造】

木造にこだわることなく、免震構造のRC造やS造への変更も視野に検討すると良い。これにより、耐火建築物にできる点、建設コストの抑制、総エネ設備導入が可能になるなど、メリットが大きい（P32,意見書P39）

#### 【庁舎機能】

災害対応業務を円滑に行うための庁舎空間の改善、行政サービス効率化と住民サービス向上を目指したDXの推進、総エネ・蓄エネ設備の積極的な導入が求められる（P32,意見書P40,42,44）



#### 【まちづくり】

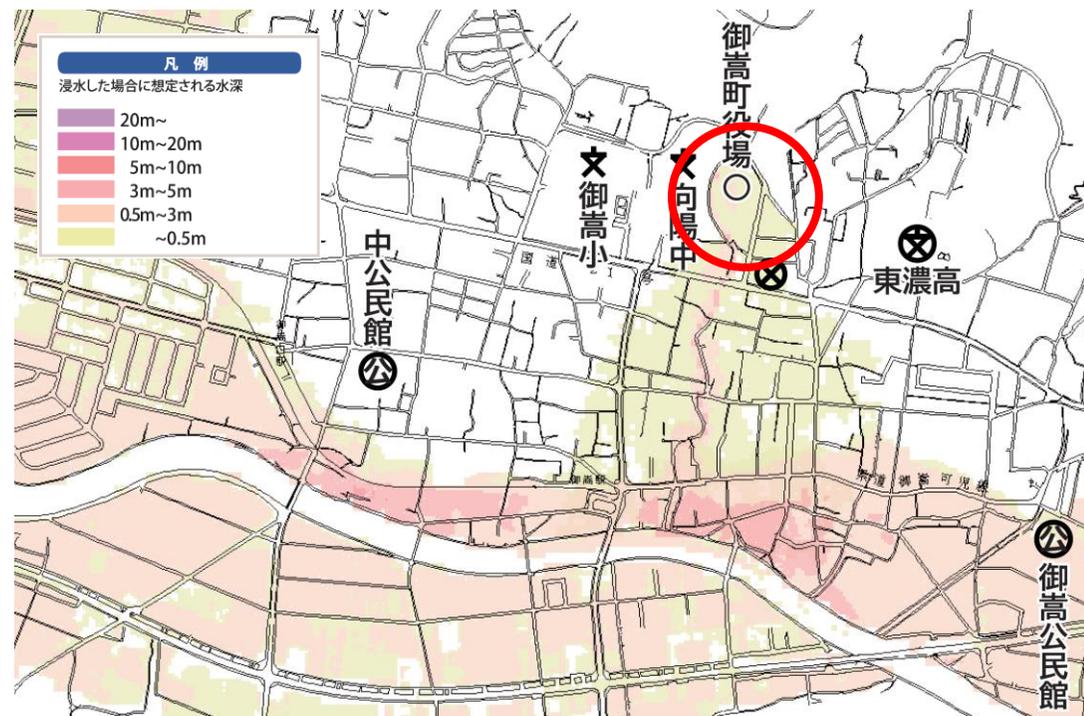
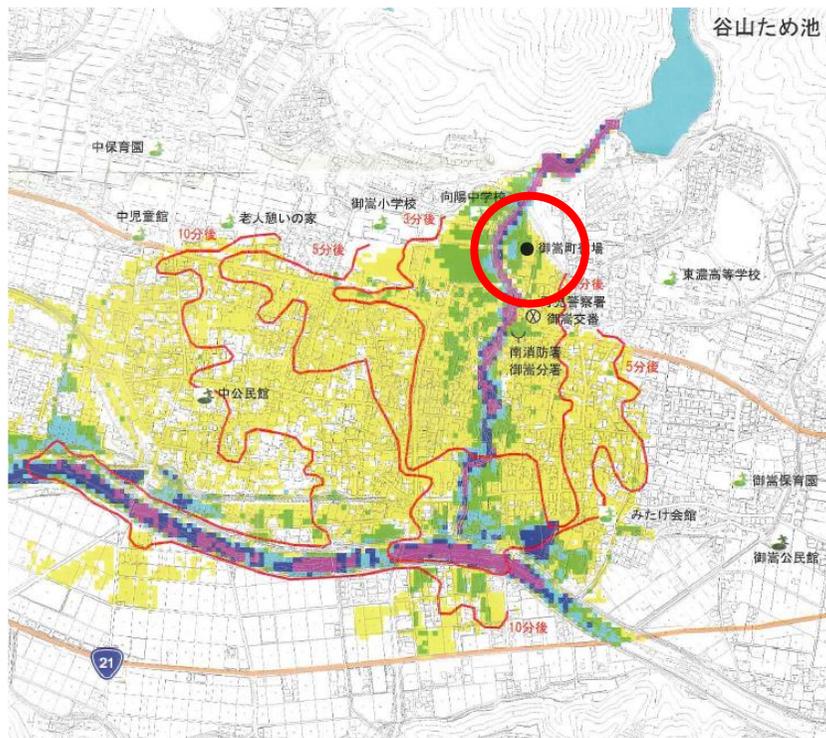
候補地の立地条件の良さを生かし、まちづくりの中核的機能を持たせることが期待できる。防災と環境を兼ね合わせた河川環境整備により、地域一帯を魅力あふれたゾーンとしての実現が理想的（P33,意見書P45）





## 5. その他の評価と意見について

### 現庁舎位置のハザードに関して



現庁舎位置に関しては、谷山ため池が決壊した場合、3分以内には現庁舎敷地に氾濫水が到達することが想定されており、浸水深は敷地中央で0.5m~1.0m、敷地北東側で1.0m~1.5m、唐沢川沿いで1.5m~2.0m以上となっている。(意見書P23)

なお、想定最大規模(1000年に一度の大雨)の降雨では、敷地全体が浸水区域に含まれており、0.5m~3.0mの浸水深が想定されている。

# 土砂災害の事例紹介(石川県穴水町)



【上段写真】  
令和6年1月6日の様子



【下段写真】  
令和6年1月24日の様子

土砂災害警戒区域(一部特別警戒区域)にある穴水町役場敷地内で、地震により土砂崩れが発生。複数の車両が巻き込まれ、駐車場も使用不能。建物内に土砂が流入し、サーバーがダウンするなどの被害が出た。(意見書P4,8)

# 建物被害の事例紹介(石川県輪島市、熊本県益城町)



輪島市立河井小学校の被災の様子(令和6年1月13日)

益城町役場の様子(平成28年4月19日)



プレハブの益城町仮庁舎(平成29年3月17日)

建物の耐震補強は、構造物の耐震性能の確保に有効な手段であるものの、耐震補強された建物が被災するケースも多い。地震の衝撃には耐えることができ、生命の安全は確保はされたが、機能面や使用面で甚大な被害を生じた。(使用不可)

(意見書P25,26,27)

## 機能面の事例紹介(熊本市)



熊本市役所の被災の様子(平成28年5月27日)



罹災証明発行窓口  
(平成28年5月27日)



臨時給付金窓口  
(平成28年5月27日)

熊本市役所では構造的な被害を免れたものの、正面出入口の大きなガラスが割れてベニア板で応急措置がなされた。その裏の手狭なスペースで罹災証明の発行業務や臨時給付金の受付などの被災者対応が行われている。被災態様を見据えたスペースの確保、動線計画が求められる。(意見書P40,41)

町では、今回提出された調査報告と付された意見を重く受け止め、丁寧にかつ早急に今後の新庁舎等整備事業の方針を定めてまいります。

引き続き、本事業へのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

御嵩町企画課